

第5回有識者会議における「第2期アクションプラン（原案）」
に対する指摘事項及び修正一覧

No.	区分	指摘事項	修正内容	発言者
1	10～13ページ 見開きページ における文書 等の開始位置	12, 13ページは左右で表の高さが揃っていますが、10, 11ページでは11ページの文章及びグラフが上に詰めて書かれていますので、13ページも上に詰めるなど調整をお願いします。	4～9ページも左右の高さを揃えているため、 11ページの開始位置を下げ、10ページに揃える形で修正しました。	嶋矢委員
2	17ページ 行間の広さ	「第2章 改定方針」と「1 改定の趣旨」の行間が前後の第1章や第3章と比べると広がっていますので調整をお願いします。	第1章や第3章の幅と揃うように修正しました。	嶋矢委員
3	19ページ 基本理念の文章	2段落目「このために、協働のまちづくりに向けた意識改革と困難さを持つ課題に対し、自発的に行動する組織づくりを実現します。」とありますが、「実現します」の目的語は、意識改革と組織づくりの両方であれば、「意識改革と、困難さを増す課題に対し自発的に～」のほうですが、目的語が明確になるのではないかと感じました。	ご指摘のとおり修正しました。 【修正後】 このために、協働のまちづくりに向けた意識改革と、困難さを持つ課題に対し自発的に行動する組織づくりを実現します。	伊集委員
4	20ページ 基本方針4の文章	2段落目、「困難さを持つ課題に対して前例にとらわれず局面に応じた方針決定や合意形成を図り～」の部分は、行財政改革の推進体制について書かれていて、今回のアクションプランの項目でいうと、自立型の人材育成の中の「職員提案制度の推進」などが結び付いてくると思いますが、この基本方針を見ると、職員が自発的に取り組もうとする内容が広範囲で、具体の推進項目と少しずれているような印象を受けました。	2段落目の「人材の育成・」を削る形で修正しました。 意識の改革（基本方針4）は第1期アクションプラン達成状況評価において「未達成」が最多であることを踏まえ、量の改革（基本方針1）とあわせて第2期アクションプランで特に前向きに取り組み、第1期から継続する推進項目の達成を目指す必要があると考え、基本方針の文章では組織・職員の意識の部分の特に強調して記載しているものです。	伊集委員

No.	区分	指摘事項	修正内容	発言者
5	30, 31ページ 表の見出し 「(1) 財政健全化効果額」 「(2) 収支改善効果額一覧」	「(1) 財政健全化効果額」では年度別の財政健全化効果額を示し、31ページ「(2) 収支改善効果額一覧」で再度推進項目ごとに効果額をまとめていますので、(1)に「年度別」、(2)に「推進項目別」などを追加してもよいのではないかと感じました。	(1)は、12, 13ページと体裁を揃えるために、 見出しと表の間に「〇令和5～9年度及び合計」を追加します。 (2)は、「(2) 推進項目別の収支改善効果額一覧」に修正しました。	嶋矢委員
6	30～34ページほか マイナスの表記	マイナスの表記が30ページの(1)では「△」、31ページ以降では「-」となっているため、修正箇所が広範囲なので方法は町にお任せしますが、表記を統一した方が見やすいかと思えます。 ただ、34ページの表も「△」ですが、個別の推進項目では「-」の方が見やすいように思えますし、本編と推進項目調書で使い分けているのであれば問題ないと思えます。	12～15ページで他の資料から引用している表は「▲」となっていますので、 34ページまでの本編は「▲」、36～90ページの個別の推進項目では「-」で統一しました。	嶋矢委員
7	34ページ 財源不足額が生じる年に対するコメント	現時点で財源不足が生じる年、そうでない年がありますが、このアクションプランの中で財源不足への対応を強調したいのであれば、不足が生じる年度については、もう少し踏み込んだコメントがあってもよいのではないかと感じました。	表の上の文章の3段落目及び4段落目の冒頭を修正しました。 【修正後】 その結果、中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額に、 第2期アクションプランの収支改善効果額を加味した財源不足額は、中期の5年間の平均で約3,500万円まで縮小されましたが、依然として不足額が生じている状況であるため、ふるさと納税の受入体制を強化するなど、計画期間中であっても取組内容の強化等を図ります。 <u>ただし、～</u>	嶋矢委員

No.	区分	指摘事項	修正内容	発言者
8	35ページ 「歳入」欄 「歳出」欄	「また、()内の額は一般会計の収支改善に寄与する効果額でないか」とありますが、これは「ないが」の誤植でしょうか。	誤植ではなく「または」という意味合いで「効果額でないか」と記載していたため、誤解の生じないように表現を修正しました。 【修正後】 「また、()内の額は一般会計の収支改善に寄与する効果額ではない、あるいは、中長期財政見通して既に見込んでいる額～」	高井委員
9	57, 81, 86 ページほか 注釈記号	36ページ以降の個別の推進項目では注釈の大半が「※」で始まりますが、57, 81, 86ページでは「※)」が混在していますので、統一した方がよいと思います。 使い分けはされているものの、注釈の全てで※印が使われているため、わかりづらくなっていますので、整理をお願いします。	既に「○, ★」など別の記号を使用しており、用語とそれ以外の注釈で更に記号を分けるとかえってわかりにくくなると考え、注釈は※印で統一し、用語の注釈は「※用語：(説明文)」、収支改善効果額の金額の補足説明などそれ以外の注釈は「※：(補足説明文)」としました。	嶋矢委員 伊集委員
10	64ページ No.29「公用車の適正管理」	項目名称からはリースにするのか、他の方法にするのかなどの検討を思い浮かべるのですが、目標指標に書かれているのはバナー広告の関係だけなので、項目名称や趣旨と、効果を図るものがずれているように思えます。	車両価格や燃料費の上昇など、関連費用には外的要因も複数関係しており、適正管理に係る効果額を見込むのは難しい状況ですが、目標指標①を使用手続等を電子化するなどの情報を一元的に管理する手法の導入を検討し、車種等の見直しに活用するとともに、管理業務の効率化を図るような内容に修正し、「現状と課題」「取組内容」の表現も併せて見直すことで、効果額算出に向けた体制を整え、項目名称と内容の整合を図りました。 ※詳細は18, 19ページ	田中座長

No.	区分	指摘事項	修正内容	発言者
11	88ページ No.53「ワーク・ライフ・バランスの推進」	時間外勤務時間の指標は基本的に全職員が対象となり、育児休業の指標は、対象となる男性職員についての平均ということでしょうか。	目標指標①の時間外勤務時間は消防と選挙事務を除いたものが対象であること、目標指標②の平均取得日数は当該年度に子どもが生まれ、育児休業を取得する資格がある男性職員が対象であることを補足しました。	田代委員

その他の修正事項一覧

No.	区分	修正内容	発言者
1	1, 17, 34, 54ページ 「現行のサービス水準の維持」等の表現	今後の行財政運営については、現行のサービス水準を維持するだけでなく、向上を図り、必要なサービスの提供を行っていくことから文言を修正しました。 ※詳細は8～15ページ	—
2	60ページ No.25「多様化する119番通報への対応」	目標指標②を国のデジタル田園都市国家構想交付金への申請する際に設定したKPIと統一する形で修正しました。 ※詳細は16, 17ページ	—

第5回有識者会議における「第2期アクションプラン（原案）」
に対する指摘事項のうち修正等を行わないもの

No.	区分	指摘事項	町の対応	発言者
1	21ページ 体制図	<p>有識者会議から町議会・町民に「周知」の矢印が向かっていますが、単に会議を周知するのではなく、「提言の周知」とした方が正確だと感じました。</p> <p>私もこの会議を町議会や町民に直接周知している意識はありませんでしたが、会議の設置に係る規定の内容を踏まえ、少し表現を検討していただけだと思います。</p> <p>この有識者会議の結果は町ホームページに掲載されるので、それをもって周知と解釈していました。</p>	<p>「箱根町行財政改革有識者会議規則」には、町民等への周知に関する規定はありませんでしたが、町への提言だけでなく、議事録を含めた会議結果をホームページ上で公開していることを踏まえ、この部分は「周知」とします。</p>	<p>嶋矢委員 田中座長 田代委員</p>
2	23ページ 見出し 「重点項目と取組みの方向性」	<p>直前の全体像で重点項目まで示していますが、この部分で重点項目と推進項目とを紐づける意図があるのであれば、見出しは、例えば「重点項目ごとの推進項目」などにしてはどうでしょうか。</p>	<p>この部分の趣旨は、22ページで項目名を示した重点項目の内容について文章で説明することですので、見出しは「重点項目と取組みの方向性」のままとします。 なお、推進項目例はよりわかりやすくする意味合いで記載しているものです。</p>	<p>嶋矢委員</p>
3	27ページ 見出し 「推進項目一覧」ほか	<p>単に一覧で示すだけでなく、主管課と紐づける意図が明確にあるのであれば「推進項目ごとの主管課の一覧」などでもよいのではないのでしょうか。</p> <p>積極的に主管課と紐づける意味合いは薄いと感じていますが、推進項目名の後ろに個別の推進項目のページ番号が入っていると見やすいと思いました。</p>	<p>参考までに主管課の情報を記載しているものの、積極的に推進項目と紐づける意図はないため、見出しは「推進項目一覧」のままとします。</p> <p>第1期アクションプラン作成の際に、インデックス的な意味合いも含めて推進項目名の頭に「No.」をつけることとしていること、ページを追加することで一覧表の中の情報量が増え見やすさが損なわれる懸念があることから、ページの追加はしないこととします。</p>	<p>嶋矢委員 田中座長</p>

No.	区分	指摘事項	町の対応	発言者
4	34ページ 表の中の項目に対応するページの補足	①中長期財政見通しの歳入歳出差引額は12ページと、②行財政改革アクションプランの収支改善効果額は30ページと関連していますが、それが少し分かりにくい印象を受けました。	関連ページ等については、表の下の注釈で補足していますので、これ以上の補足は行わないこととします。	嶋矢委員
5	34ページ アクションプランを実施しても、なお不足が生じることについて ※追加意見	中期財政見通しにより、R6～10年の5カ年平均で約4.6億円の財源不足となることが確認されています。また、第2期アクションプランを実施することで、不足分を約3500万円まで埋めることができると試算されています。歳入歳出差引額をできるだけ小さくする見込みがあることが読み取れますが、一方で、それでも毎年約3500万円不足することには変わりはありません。この不足分をどうしていくかについては最終的に明示されていない印象を持ちました。アクションプランが必ずしも歳入歳出差引額をゼロにするまでに責任をもつわけではなく、ゼロに至る道筋まで考えなくてもいいのであれば、現状の記載のままでいいと思います。もちろん、毎年ふるさと納税をプラス4千万円を目指そう・・・といった対策もありえるのかもしれませんが、いずれにしても、アクションプランでは財源不足自体は解消されない認識になっていて、それで支障はないのか気になりました。	固定資産税超過課税の5年毎の見直しにあたっては、「中長期財政見通しの歳入歳出差引額」及び「アクションプランの収支改善効果額」を踏まえ、有識者会議において「次期財源確保策のあり方」の検討を予定しているため、必ずしもアクションプランの中で財源不足をゼロにする必要はないと認識しています。しかし、第1期アクションプラン策定時とは異なり、超過課税を見込んでなお不足が生じているため、ふるさと納税の受入体制強化などを位置付け、計画期間中であっても取組を強化し、それを計画内に反映していくことで不足額の減少を図っていくこととしています。	池島委員
6	58ページ No.23「公民館図書室（移動図書館を含む）の蔵書充実」	新規登録者数を150人から毎年度5人ずつ増やしていくという目標について、主管課が取組みの浸透に伴い新規登録者の増を考えているのであれば、このままでかまいませんが、そうでないなら、毎年度160名など安定した数でもよいのではないかと思います。また、1人当たりの貸出冊数を少しずつ増やしていこうという部分で、2.05や2.08など設定している数字が細かいため、もう少し切りがよい数字を設定するなど、目標値が妥当かどうか検討していただきたいと思います。	新規登録者については、園や学校との連携強化による利用促進や読書手帳の導入などによる動機付け推進なそ、なんらか工夫をしつつ、年々新規登録者増を目指す取組みとしていきたいと考えています。また、貸出冊数は、第1期アクションプランの達成状況を踏まえ設定しており、小数点以下第2位までの表示としているのは箱根町教育方針の表記と整合を図っているほか、段階的な増加が目に見える形としたい意図もありますので、修正は行わないこととします。	田中座長

No.	区分	指摘事項	町の対応	発言者
7	—	町が実施している債権回収の部分的な一元化、連絡会議の設置、情報共有等は素晴らしい取組みなので、もう少し主張してもよいのではないのでしょうか。	「国民健康保険料の収納率の向上」の推進項目などにも部分的に盛り込んでいますが、今後、機会を捉え、町の取組みを伝えていきます。	高井委員

はじめに

○ 箱根町行財政改革アクションプラン策定までの経過（～平成 27 年度）

本町における行政改革については、簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、平成 6 年に策定した第 1 次箱根町行政改革大綱以降、5 次にわたり行政改革大綱を策定し、社会情勢の変化に対応しながら、経費節減、事務事業や組織機構の見直し、職員数の適正化、民間活力の導入等に積極的に取り組んできました。

また、財政改革については、平成 15 年度を「財政再建元年」と位置づけ、平成 16 年に「財政再建プラン」を、平成 21 年に「財政健全化プラン」をそれぞれ策定し、これら計画に基づき、町財政の健全化を目指した取組みを効果的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、固定資産税や町民税などの町税の右肩下がりの減収により大変厳しい財政運営が続いたことから、行政改革と財政改革の 2 つの視点から町の課題に着実に取り組み、財政の健全化と行政サービスの質的向上を達成するために、平成 27 年 9 月に「箱根町行政改革大綱」と「箱根町財政健全化プラン」とを一つに統合し、「箱根町行財政改革アクションプラン」を策定しました。

○ 第 1 期アクションプランの取組み（平成 27 年度～令和 4 年度）

策定したプランでは、従前の計画以上の歳入確保・歳出削減を目標としましたが、なお多額の財源不足が生じたため、平成 28 年度から固定資産税の超過課税を実施しました。また、平成 29 年度から「箱根町第 6 次総合計画」がスタートするなど、本町を取り巻く状況が変化したことを受け、内容を継承しつつ、平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間の計画期間とするプラン（以下「第 1 期アクションプラン」）に刷新し、より一層の行財政改革の推進を図ってきました。

第 1 期アクションプランでは、自然災害や新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）による影響で進捗に遅れが生じた項目もありましたが、非接触型サービス需要の高まりを受けてクレジット納税等を導入するなど一気に進捗した項目もありました。その結果、令和 3 年度末時点においては、全体の約 5 割が計画・目標を達成し、財政健全化効果額も見込額を上回る実績を達成できました。

○ 第 2 期アクションプランの策定（令和 4 年度）

第 1 期アクションプランは目標を達成できる見通しとなりましたが、税収の減少や公共施設の老朽化に伴う大規模建設事業の実施により、固定資産税の超過課税を今のまま継続したとしても、**必要なサービスの提供**が困難となることが見込まれます。このため、第 1 期アクションプランを改定し、未達成の項目に加え、新たな取組みを計画に位置付け、更なる行財政改革を推進することとしました。

はじめに

○ 箱根町行財政改革アクションプラン策定までの経過（～平成 27 年度）

本町における行政改革については、簡素で効率的な行政運営の確立を図るため、平成 6 年に策定した第 1 次箱根町行政改革大綱以降、5 次にわたり行政改革大綱を策定し、社会情勢の変化に対応しながら、経費節減、事務事業や組織機構の見直し、職員数の適正化、民間活力の導入等に積極的に取り組んできました。

また、財政改革については、平成 15 年度を「財政再建元年」と位置づけ、平成 16 年に「財政再建プラン」を、平成 21 年に「財政健全化プラン」をそれぞれ策定し、これら計画に基づき、町財政の健全化を目指した取組みを効果的かつ計画的に推進してきました。

しかしながら、固定資産税や町民税などの町税の右肩下がりの減収により大変厳しい財政運営が続いたことから、行政改革と財政改革の 2 つの視点から町の課題に着実に取り組み、財政の健全化と行政サービスの質的向上を達成するために、平成 27 年 9 月に「箱根町行政改革大綱」と「箱根町財政健全化プラン」とを一つに統合し、「箱根町行財政改革アクションプラン」を策定しました。

○ 第 1 期アクションプランの取組み（平成 27 年度～令和 4 年度）

策定したプランでは、従前の計画以上の歳入確保・歳出削減を目標としましたが、なお多額の財源不足が生じたため、平成 28 年度から固定資産税の超過課税を実施しました。また、平成 29 年度から「箱根町第 6 次総合計画」がスタートするなど、本町を取り巻く状況が変化したことを受け、内容を継承しつつ、平成 29 年度から令和 4 年度までの 6 年間の計画期間とするプラン（以下「第 1 期アクションプラン」）に刷新し、より一層の行財政改革の推進を図ってきました。

第 1 期アクションプランでは、自然災害や新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」）による影響で進捗に遅れが生じた項目もありましたが、非接触型サービス需要の高まりを受けてクレジット納税等を導入するなど一気に進捗した項目もありました。その結果、令和 3 年度末時点においては、全体の約 5 割が計画・目標を達成し、財政健全化効果額も見込額を上回る実績を達成できました。

○ 第 2 期アクションプランの策定（令和 4 年度）

第 1 期アクションプランは目標を達成できる見通しとなりましたが、税収の減少や公共施設の老朽化に伴う大規模建設事業の実施により、固定資産税の超過課税を今のまま継続したとしても、**現在のサービスの維持**が困難となることを見込まれます。このため、第 1 期アクションプランを改定し、未達成の項目に加え、新たな取組みを計画に位置付け、更なる行財政改革を推進することとしました。

第2章 改定方針

1 改定の趣旨

平成30年3月に策定した第1期アクションプランは、第6次総合計画のスタートにあわせて平成29年度から令和4年度までを計画期間とし、過去の計画における未達成項目や引き続き改革すべき項目に集中して取り組むとともに、従来の計画以上の歳入確保・歳出削減を目標として位置付けました。

改定にあたっては、令和3年度までの5年間の取組状況について内部評価を行い、新型コロナウイルス感染症対策等を優先するため進捗に遅れが生じた項目もあったものの、外部有識者による検証では、「質の改革」や「活力ある地域社会の形成」を中心に一定の成果が得られたという評価とともに、改定に向けて個々の取組項目の精査や充実などを図った上で、より積極的な対応を期待する意見がありました。

また、長期を見据えた場合、**行財政の運営**が困難になることが見込まれる中で持続可能な行財政運営の実現に向けた改革が求められるため、喫緊の課題への対応はもちろん、調整に時間を要する取組みについても着実に進展を図る必要があります。

これらを踏まえ、第1期アクションプランを継承しつつ、長期に備えた取組みを積極的に位置付けたプランを策定するものとします。

【有識者会議における検証結果（総括抜粋） 令和4年11月】

～今後の改定に向けて～

5年間の取組みの結果、一定の成果を得たものの、自然災害や新型コロナによる影響で進捗に遅れが生じた取組みもあるため、それらを含め継続して取り組むことが必要な項目については検証結果を踏まえた見直しを行った上で目標の達成に向けて取り組んでいく必要がある。あわせて、不透明な社会経済情勢と厳しさを増す財政状況下において、持続可能な形で行財政運営を行っていくための取組項目を積極的に追加すること等により、更なる行財政改革の推進を行うことが必要である。

また、改定の方向性については、「町民サービスの向上などを中心とした目的の明確化」、「収支改善効果を出すために要した費用の捕捉」、「アウトプットとアウトカムを明確にした上での取組項目の設定」、「数値設定が困難な取組みに対する目標設定の工夫」、「個別の取組みの掘り下げ」等をしていくべきとの意見があった。

町が置かれた状況を踏まえると、新たなプランが担う行財政改革の重要性は現行プラン以上に大きいと考えられ、新プランに対する取組みの成否が今後の町の行財政運営の在り方を大きく変える可能性があると言っても過言ではない。計画の策定に当たっては、今回の検証結果をもとに個々の取組項目の精査や充実などを図った上で、より積極的な対応を期待したい。

第2章 改定方針

1 改定の趣旨

平成30年3月に策定した第1期アクションプランは、第6次総合計画のスタートにあわせて平成29年度から令和4年度までを計画期間とし、過去の計画における未達成項目や引き続き改革すべき項目に集中して取り組むとともに、従来の計画以上の歳入確保・歳出削減を目標として位置付けました。

改定にあたっては、令和3年度までの5年間の取組状況について内部評価を行い、新型コロナウイルス感染症対策等を優先するため進捗に遅れが生じた項目もあったものの、外部有識者による検証では、「質の改革」や「活力ある地域社会の形成」を中心に一定の成果が得られたという評価とともに、改定に向けて個々の取組項目の精査や充実などを図った上で、より積極的な対応を期待する意見がありました。

また、長期を見据えた場合、**現行の行財政運営の維持**が困難になることが見込まれる中で持続可能な行財政運営の実現に向けた改革が求められるため、喫緊の課題への対応はもちろん、調整に時間を要する取組みについても着実に進展を図る必要があります。

これらを踏まえ、第1期アクションプランを継承しつつ、長期に備えた取組みを積極的に位置付けたプランを策定するものとします。

【有識者会議における検証結果（総括抜粋）令和4年11月】

～今後の改定に向けて～

5年間の取組みの結果、一定の成果を得たものの、自然災害や新型コロナによる影響で進捗に遅れが生じた取組みもあるため、それらを含め継続して取り組むことが必要な項目については検証結果を踏まえた見直しを行った上で目標の達成に向けて取り組んでいく必要がある。あわせて、不透明な社会経済情勢と厳しさを増す財政状況下において、持続可能な形で行財政運営を行っていくための取組項目を積極的に追加すること等により、更なる行財政改革の推進を行うことが必要である。

また、改定の方向性については、「町民サービスの向上などを中心とした目的の明確化」、「収支改善効果を出すために要した費用の捕捉」、「アウトプットとアウトカムを明確にした上での取組項目の設定」、「数値設定が困難な取組みに対する目標設定の工夫」、「個別の取組みの掘り下げ」等をしていくべきとの意見があった。

町が置かれた状況を踏まえると、新たなプランが担う行財政改革の重要性は現行プラン以上に大きいと考えられ、新プランに対する取組みの成否が今後の町の行財政運営の在り方を大きく変える可能性があると言っても過言ではない。計画の策定に当たっては、今回の検証結果をもとに個々の取組項目の精査や充実などを図った上で、より積極的な対応を期待したい。

5 財源不足額への対応

中長期財政見通しでは、中期（令和6～10年度）の歳入歳出差引額は、5年間の平均で約4億6,300万円となっており、固定資産税超過課税を継続したとしても、**必要なサービスを提供するため**には、多額の財源不足が生じる見込みとなりました。

そこで、第2期アクションプランでは特に財源確保策に力を入れることとし、基本方針1の量の改革を中心とした取組みによる収支改善効果額は、中期の平均で約4億2,800万円となっています。

その結果、中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額に、第2期アクションプランの収支改善効果額を加味した財源不足額は、中期の5年間の平均で約3,500万円まで縮小されましたが、依然として不足額が生じている状況であるため、ふるさと納税の受入体制を強化するなど、計画期間中であっても取組内容の強化等を図ります。

ただし、「No.13 ふるさと納税の促進」により収支改善効果額の大半を見込んでいることから、取組みの達成状況がプラン全体に与える影響が大きい点に留意する必要があります。

それに加え、中長期財政見通しでは、長期的にはさらに財源不足の拡大が見込まれているため、この5年間の間に基本理念に掲げた「持続可能な行財政運営の実現に向けた改革」に取り組むとともに、「No.19 公共施設のあり方の抜本的な見直し」など、長期的な財源不足への対応策も着実に進めていく必要があるものです。

【今後の財源不足額の見通し】

（単位：百万円）

項目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	平均
中長期財政見通しの歳入歳出差引額 ①	▲ 315	▲ 591	▲ 367	▲ 373	▲ 669	▲ 463
行財政改革アクションプランの収支改善効果額 ②	384	434	438	443	443	428
財源不足額 [③=①+②]	69	▲ 157	71	70	▲ 226	▲ 35

※「中長期財政見通しの歳入歳出差引額①」は、12頁の中長期財政見通しの令和6～10年度の歳入歳出差引額を用いています。

※「行財政改革アクションプランの収支改善効果額②」は、30頁の収支改善効果額④の令和6～9年度の収支改善効果額を用いています。なお、令和10年度の収支改善効果額は、令和9年度の効果額がそのまま継続するものとして計算しています。

5 財源不足額への対応

中長期財政見通しでは、中期（令和6～10年度）の歳入歳出差引額は、5年間の平均で約4億6,300万円となっており、固定資産税超過課税を継続したとしても、**現行のサービス水準を維持する場合には、多額の財源不足が生じる見込みとなりました。**

そこで、第2期アクションプランでは特に財源確保策に力を入れることとし、基本方針1の量の改革を中心とした取組みによる収支改善効果額は、中期の平均で約4億2,800万円となっています。

その結果、中長期財政見通しにおける歳入歳出差引額に、第2期アクションプランの収支改善効果額を加味した財源不足額は、中期の5年間の平均で約3,500万円まで縮小されましたが、依然として不足額が生じている状況です。

また、「No.13 ふるさと納税の促進」により収支改善効果額の大半を見込んでいることから、取組みの達成状況がプラン全体に与える影響が大きい点に留意する必要があります。

それに加え、中長期財政見通しでは、長期的にはさらに財源不足の拡大が見込まれているため、この5年間の間に基本理念に掲げた「持続可能な行財政運営の実現に向けた改革」に取り組むとともに、「No.19 公共施設のあり方の抜本的な見直し」など、長期的な財源不足への対応策も着実に進めていく必要があるものです。

【今後の財源不足額の見通し】

（単位：百万円）

項 目	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	平均
中長期財政見通しの 歳入歳出差引額 ①	△ 315	△ 591	△ 367	△ 373	△ 669	△ 463
行財政改革アクションプランの 収支改善効果額 ②	384	434	438	443	443	428
財源不足額 [③=①+②]	69	△ 157	71	70	△ 226	△ 35

※「中長期財政見通しの歳入歳出差引額①」は、12頁の中長期財政見通しの令和6～10年度の歳入歳出差引額を用いています。

※「行財政改革アクションプランの収支改善効果額②」は、32頁の収支改善効果額④の令和6～9年度の収支改善効果額を用いています。なお、令和10年度の収支改善効果額は、令和9年度の効果額がそのまま継続するものとして計算しています。

修正後

主管課	企画課・財務課	新規継続 の別	新規	取組年度	令5 ～ 令10以降	番号	19
重点項目	1-④公共施設と土地の適正管理		目指す効果	収支改善	—		
項目名称	公共施設のあり方の抜本的な見直し						
現状と課題	<p>令和4年度に、公共施設見直しに向けた実行計画である「公共施設再編・整備計画(第2期)」を策定し、令和5年度～14年度の10年間における公共施設の延床面積削減目標を定めたが、必要なサービスを提供していく中で実施可能な取組みを位置付けたものである。</p> <p>今後は老朽化した施設の大規模改修等が増加するとともに、特に令和10年度以降の長期に財源不足の拡大が見込まれるため、長期への備えとして、これまでにない対応を検討する必要がある。</p>						
取組内容	公共施設の統廃合やPPP/PFI等の官民連携手法の導入などについて、これまで検討対象としていなかった施設も含め、対象施設を選定した上で具体的な方策と実施時期を決定する。						
目標指標① □活動指標 □成果指標 ■その他指標	令和7年度中に見直し対象施設を選定し、具体的な方策を決定する。						
目標指標② ■活動指標 □成果指標 □その他指標	令和10年度を目途に具体的な方策を実施する。						
年次計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
計画内容	・対象施設の検討 ・具体的な方策の検討	・対象施設の検討 ・具体的な方策の検討	・対象施設の決定 ・具体的な方策の決定	・町民や関係団体への周知、説明	・町民や関係団体への周知、説明		
年度目標①	—	—	—	—	—		
年度目標②	—	—	—	—	—		
収支改善 効果額	歳入	—	—	—	—	—	—
	歳出	—	—	—	—	—	—

主管課	企画課・財務課	新規継続 の別	新規	取組年度	令5 ~ 令10以降	番号	19
重点項目	1-④公共施設と土地の適正管理		目指す効果	収支改善	—		
項目名称	公共施設のあり方の抜本的な見直し						
現状と課題	<p>令和4年度に、公共施設見直しに向けた実行計画である「公共施設再編・整備計画(第2期)」を策定し、令和5年度～14年度の10年間における公共施設の延床面積削減目標を定めたが、現行のサービス水準を維持する中で実施可能な取組みを位置付けたものである。</p> <p>今後は老朽化した施設の大規模改修等が増加するとともに、特に令和10年度以降の長期に財源不足の拡大が見込まれるため、長期への備えとして、これまでにない対応を検討する必要がある。</p>						
取組内容	公共施設の統廃合やPPP/PFI等の官民連携手法の導入などについて、これまで検討対象としていなかった施設も含め、対象施設を選定した上で具体的な方策と実施時期を決定する。						
目標指標① □活動指標 □成果指標 ■その他指標	令和7年度中に見直し対象施設を選定し、具体的な方策を決定する。						
目標指標② ■活動指標 □成果指標 □その他指標	令和10年度を目途に具体的な方策を実施する。						
年次計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
計画内容	・対象施設の検討 ・具体的な方策の検討	・対象施設の検討 ・具体的な方策の検討	・対象施設の決定 ・具体的な方策の決定	・町民や関係団体への周知、説明	・町民や関係団体への周知、説明		
年度目標①	—	—	—	—	—		
年度目標②	—	—	—	—	—		
収支改善 効果額	歳入	—	—	—	—	—	
	歳出	—	—	—	—	—	

修正後

主管課	消防本部	新規継続 の別	新規	取組年度	令5 ~ 令9	番号	25
重点項目	2-⑤行政サービスの質の向上			目指す効果	—	サービスの向上	
項目名称	多様化する119番通報への対応						
現状と課題	急速に発展するICTやIoT社会により、スマートフォンやタブレット端末のアプリケーションソフトウェアによる119番通報など多様化する119番通報方法に対応し、迅速・的確な出動・指令・消防無線統制が円滑に行える体制を確保する必要がある。						
取組内容	消防指令システム設備の更新にあわせ、映像による119番通報に対応できる体制を整備するとともに、総務省消防庁が主体となり検討を進めている次世代指令システムの検討結果及び共通仕様を踏まえ、社会情勢等を鑑みて、本町にとって必要となる新たな機能等の導入について検討する。						
目標指標① ■活動指標 □成果指標 □その他指標	令和5年度に消防指令システム設備の更新にあわせ、映像による119番通報対応を開始する。						
目標指標② □活動指標 ■成果指標 □その他指標	119番の通報者に対してアンケートを実施し、サービスを利用して安心感に繋がったと回答した人の割合を調査する。(令和8年度以降の目標値は令和5～7年度の状況を踏まえ設定する)						
年次計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
計画内容	・消防指令システム設備更新	・次世代指令システムの検討結果及び共通仕様と本町の消防指令システム設備との比較	・必要な新機能等について検討	・新機能等の導入に向けた課題等について検討	・消防指令システム設備への新たな機能等の導入に向けた仕様等について検討		
年度目標①	映像による119番通報対応開始	—	—	—	—		
年度目標②	30%	40%	50%	令和5～7年度の状況を踏まえ設定			
収支改善 効果額	歳入	—	—	—	—	—	
	歳出	(-3,255千円)	-330千円	-330千円	-330千円	-330千円	

※令和5年度の収支改善効果額は中長期財政見通しで見込んでおり、集計に含めないことから()としている。

主管課	消防本部	新規継続 の別	新規	取組年度	令5 ～ 令9	番号	25	
重点項目	2-⑤行政サービスの質の向上			目指す効果	—	サービスの向上		
項目名称	多様化する119番通報への対応							
現状と課題	急速に発展するICTやIoT社会により、スマートフォンやタブレット端末のアプリケーションソフトウェアによる119番通報など多様化する119番通報方法に対応し、迅速・的確な出動・指令・消防無線統制が円滑に行える体制を確保する必要がある。							
取組内容	消防指令システム設備の更新にあわせ、映像による119番通報に対応できる体制を整備するとともに、総務省消防庁が主体となり検討を進めている次世代指令システムの検討結果及び共通仕様を踏まえ、社会情勢等を鑑みて、本町にとって必要となる新たな機能等の導入について検討する。							
目標指標① ■活動指標 □成果指標 □その他指標	令和5年度に消防指令システム設備の更新にあわせ、映像による119番通報対応を開始する。							
目標指標② □活動指標 ■成果指標 □その他指標	119番の通報者に映像による119番通報を要請した回数から映像受信が成功した回数の割合を調査する。(令和5年度は30%を目標とし、以降の目標値は導入初年度の状況を踏まえ設定する)							
年次計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度			
計画内容	・消防指令システム設備更新	・次世代指令システムの検討結果及び共通仕様と本町の消防指令システム設備との比較	・必要な新機能等について検討	・新機能等の導入に向けた課題等について検討	・消防指令システム設備への新たな機能等の導入に向けた仕様等について検討			
年度目標①	映像による119番通報対応開始	—	—	—	—			
年度目標②	30%	令和5年度の状況を踏まえ設定						
収支改善 効果額	歳入	—	—	—	—	—		
	歳出	(-3,255千円)	-330千円	-330千円	-330千円	-330千円		

※令和5年度の収支改善効果額は中長期財政見通しで見込んでおり、集計に含めないことから()としている。

修正後

主管課	財務課	新規継続 の別	継続	取組年度	令5 ~ 令9	番号	29
重点項目	2-⑥事務事業の見直し			目指す効果	収支改善	—	
項目名称	公用車の適正管理						
現状と課題	<p>公用車の車両更新時には同等車種以下とすることで経費削減を図ってきたが、台数の増加に加え、車両価格の上昇、ガソリン価格の高騰により経費が増大している。また、トラックなど車両の特性や使用頻度等によってはリースを主とした現在の導入方式が効率的ではないケースがあるほか、使用手続きの大半を紙媒体で行っており、詳細な使用状況の把握や集計が難しいことが課題である。</p>						
取組内容	<p>使用状況の見える化を進め、財政状況及び運用方法に応じた適正な車種・台数の見直しを図るとともに、車両ごとの適正な導入方式(購入、リース等)を検討し、経費削減を目指す。この際、バナー広告の実施による歳入増についてもあわせて検討する。</p> <p>また、車両更新時におけるドライブレコーダーの整備を進め、運転者の節減意識、運転マナーの向上や効率的な利用の促進を図る。</p> <p>※いずれも消防を除く車両が対象</p>						
目標指標① □活動指標 □成果指標 ■その他指標	<p>令和9年度までに使用申請及び使用報告の電子化するなど、稼働率や走行距離といった情報を一元的に把握する手法の導入を検討し、車種及び台数の見直しに活用するとともに、管理業務の効率化を図る。</p>						
目標指標② □活動指標 ■成果指標 □その他指標	<p>(バナー広告を実施する場合) 令和9年度までに広告掲載料収入30万円を目指す。</p>						
年次計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> 車種及び台数の見直し 適正な導入方式の検討及び実施 バナー広告の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 車種及び台数の見直し 適正な導入方式の検討及び実施(実施する場合) バナー広告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 車種及び台数の見直し 適正な導入方式の検討及び実施(実施する場合) バナー広告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 車種及び台数の見直し 適正な導入方式の検討及び実施(実施する場合) バナー広告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 車種及び台数の見直し 適正な導入方式の検討及び実施(実施する場合) バナー広告の実施 		
年度目標①	—	—	—	—	—		
年度目標②	—	50千円	50千円	100千円	100千円		
収支改善 効果額	歳入	—	50千円	50千円	100千円	100千円	
	歳出	—	—	—	—	—	

主管課	財務課	新規継続 の別	継続	取組年度	令5 ~ 令9	番号	29
重点項目	2-⑥事務事業の見直し			目指す効果	収支改善	—	
項目名称	公用車の適正管理						
現状と課題	<p>公用車の車両更新時には同等車種以下とすることで経費削減を図ってきたが、台数の増加に加え、車両価格の上昇、ガソリン価格の高騰により経費が増大していることや、トラックなど車両の特性や使用頻度等によってはリースを主とした現在の導入方式が効率的ではないケースがあることが課題である。</p>						
取組内容	<p>財政状況及び運用方法に応じた適正な車種・台数の見直しを図るとともに、車両ごとの適正な導入方式(購入、リース等)を検討し、経費削減を目指す。この際、バナー広告の実施による歳入増についてもあわせて検討する。 また、車両更新時におけるドライブレコーダーの整備を進め、運転者の節減意識、運転マナーの向上や効率的な利用の促進を図る。 ※いずれも消防を除く車両が対象</p>						
目標指標① □活動指標 □成果指標 ■その他指標	<p>公用車のバナー広告について検討を行い、令和5年度中に結論を出す。</p>						
目標指標② □活動指標 ■成果指標 □その他指標	<p>(バナー広告を実施する場合) 令和9年度までに広告掲載料収入30万円を目指す。</p>						
年次計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度		
計画内容	<ul style="list-style-type: none"> 車種及び台数の見直し 適正な導入方式の検討及び実施 バナー広告の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 車種及び台数の見直し 適正な導入方式の検討及び実施 (実施する場合) バナー広告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 車種及び台数の見直し 適正な導入方式の検討及び実施 (実施する場合) バナー広告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 車種及び台数の見直し 適正な導入方式の検討及び実施 (実施する場合) バナー広告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 車種及び台数の見直し 適正な導入方式の検討及び実施 (実施する場合) バナー広告の実施 		
年度目標①	—	—	—	—	—		
年度目標②	—	50千円	50千円	100千円	100千円		
収支改善 効果額	歳入	—	50千円	50千円	100千円	100千円	
	歳出	—	—	—	—	—	